

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

新都市公園台帳管理システム運用保守委託業務

(2) 業務履行場所

高知県土木部公園上下水道課

(3) 業務概要

「新都市公園台帳管理システム運用保守委託業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

(5) 入札方法

ア 入札金額は、(4)で示す期間の更新委託業務に対して積算した金額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県内に、本社、本店、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との間において、令和元年度以降に当該業務と種類規模をほぼ同じくするシステムの運用保守及び仕様変更等委託業務の受注及び業務遂行の実績を有する者であること。
- (6) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認期限日から入札の日までの期間内に受けていない者であること又は同訓令第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県土木部公園上下水道課 公園緑地担当 野中、三笠
電話 088-823-9853 FAX 088-823-9036
ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171801/>

4 入札参加申請及び資格審査

(1) 提出する書類に関する事項

この入札に参加を希望する者は、令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時までに、「一般競争入札参加申請書」、「業務実績証明書」、「主任技術者・担当技術者届」、「主任技術者経歴書」及び「担当技術者経歴書」を 1 部、直接持参により(3)の場所に提出すること。ただし、「担当技術者経歴書」は、主任技術者と担当技術者を兼務する場合は、提出を要しない。

なお、提出書類に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じること。

また、入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札は無効となることがある。

(2) 申請書の審査結果

申請書の審査結果は、「一般競争入札参加通知書」により通知する。

(通知予定日 令和 8 年 3 月 19 日（木）)

5 仕様書等に関する質疑応答

仕様書及び入札に関する質疑、確認等は、別紙様式の質疑書により、令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時までに、3 の場所へ持参又は FAX（電話により着信を確認すること。）で行うこと。なお、電話による照会には応じない。

質疑に対する回答は、質疑を行った者及び一般競争入札参加申請を行った者に対し、令和 8 年 3 月 19 日（木）までに FAX で回答する。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 3 月 26 日（木）午前 10 時 00 分

郵送による入札は認めない。

(2) 場所

高知市丸ノ内 1 丁目 2 - 20 高知県庁 7 階会議室

7 入札及び開札

(1) 入札参加者は、当該入札関係資料等入札にかかる諸事項を熟知のうえで入札しなければならない。

なお、入札について疑義がある場合は、担当者に説明を求めることができる。

(2) 入札後、当該入札関係資料等についての不知、不明等を理由として異議を申し立て

ることはできない。

- (3) 入札書の様式は、別紙のとおりとする。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札書投函前に別紙委任状を入札担当者に提出し、確認を受けた後に投函すること。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額の訂正はできない。
- (6) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (7) 使用する印鑑は、すべての書類で同じものを使用すること。
- (8) 入札保証金
高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 9 条及び第 10 条の規定による。
- (9) 入札の無効
入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。
- (10) 開札の方法
開札は、6 の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 有効なかつ最低の価格の入札が 2 以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 予定価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときは、再度入札を行う。
- (4) 再度入札は 2 回までとし、再度入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札不調とする。
- (5) 入札不調の場合は、最も低い価格を入札した者と随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約書作成の要否

要

10 契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

11 その他

- (1) 当該入札の参加及び契約の締結等に関連して生じた費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札等に関してこの説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則（平成 4 年高知県規則第 2 号）等の定めによる。
- (3) 令和 8 年度高知県当初予算が提案どおり議決されなかった場合等、本件調達手続きについて停止等を行うことがある。
- (4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受け

たとき又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

新都市公園台帳管理システム運用保守委託業務の入札に関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

質疑内容

提出期限：令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時まで

提出先：高知県土木部公園上下水道課 担当者 野中、三笠

F A X：088-823-9036

令和 年 月 日

契約担当者

高知県知事 濱田 省司 様

住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額									
契約件名	新都市公園台帳管理システム運用保守委託業務								

- 備考
- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、その住所及び氏名を記入し、委任状に押印してある代理人の印を押印してください。
 - 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
 - 4 入札金額を訂正すると入札が無効になります。その他の訂正は、当該箇所に押印してください。

委任状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(委任者)

住所

氏名

印

私は、住所

氏名

印 を代理人と定め、

令和 8 年 3 月 26 日執行の下記の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

契約名：新都市公園台帳管理システム運用保守委託業務

備考：代理人の印は、入札書に使用するものと同じ印を押印してください。